

# 令和6年度日本遺産推奨「JAPANRED 備中吹屋」ブランド認定制度 商品・サービス募集要項

## 1. 目的

令和2年6月に文化庁より「『ジャパンレッド』発祥の地ー弁柄と銅の町・備中吹屋ー」が日本遺産として認定を受け、高梁市日本遺産推進協議会を中心に観光促進や地域活性化を目的に取り組んで参りました。この取り組みを更に充実させるために、市内事業者により開発されたご当地商品・サービスを「JAPANRED 備中吹屋」ブランド商品・サービスとして認定し、地域の魅力を発信していきます。

## 2. 認定審査基準

### (1) 認定の対象

- ・高梁市内の事業者によって生産・製造された商品。ただし、市外の事業者にあっては高梁市内の原材料を使用して生産・製造された商品のみ対象とする。
- ・高梁市内で提供されるサービス。(体験型ワークショップ、飲食メニュー等)

### (2) 審査項目

| 必須項目  |
|---|
| ①日本遺産ストーリーとの結び付け<br>・日本遺産「『ジャパンレッド』発祥の地ー弁柄と銅の町・備中吹屋ーとの関連性（ストーリーに由来するもの、又はイメージカラーの赤を用いたもの等）      |
| ②独自性・創造性<br>・商品・サービスに、創意工夫がみられるか。   |
| ③信頼性<br>・品質管理・衛生管理・クレーム処理等の体制が整っているか。<br>・申請品目に対する関連法令を順守していること。<br>・商品販売にかかる生産、供給体制が確保されていること。 |
| 推奨項目  |
| ①吹屋地域の素材活用<br>・吹屋地域に由来する素材（吹屋産の食材、製品、ベンガラ）を使用しているか。   |
| ②発信力<br>・日本遺産「『ジャパンレッド』発祥の地ー弁柄と銅の町・備中吹屋ー」のストーリーや吹屋地域の魅力等を積極的、効果的に発信する工夫や取組がみられるか。               |

## 3. 認定商品及び事業者への要件

- (1) 認定商品・サービスには、「JAPANRED 備中吹屋」ブランド認定ロゴマークを貼付して、販売を行うこと。
- (2) 認定商品・サービスを販売する事業所等には、ブランド認定のぼり旗やポスターを提示する等、当

日本遺産の普及にご協力ください。

#### 4. 申請方法

##### (1) 申請書類

「JAPAN RED 備中吹屋」ブランド認定申請書（別紙様式1）

##### (2) 申請期間

令和6年8月15日（木）～令和6年11月29日（金）

##### (3) 審査

申請書の内容について書類審査を行った上、審査会を実施します。

##### (4) 留意事項

令和6年12月に審査会を実施しますので、その際に認定希望商品の提出をお願いいたします。  
サービスの場合は、体験内容やメニューの説明資料等をご用意ください。（後日、審査会日程のご連絡をいたします。）

#### 5. 申請先・問い合わせ先

・高梁市日本遺産推進協議会（高梁市観光課日本遺産・歴まち推進係 内）

〒716 - 0039 岡山県高梁市旭町 1335 番地 7

TEL：0866 - 21 - 0257（直通）、FAX：0866 - 22 - 9460

#### 6. その他

- ・ブランド認定にかかる商品コンセプトやデザイン案の提案等をサポートできます。
- ・商品、サービス開発で生じたパッケージデザイン費、機材購入費、技能取得にかかった費用等を補助できます。（申請条件あり。詳細は別紙補助要綱をご参照ください）
- ・認定された商品・サービスは協議会が主催又は参加するイベント等でPR、販売させていただきます。また協議会HP等情報媒体へ掲載やお土産販売店への紹介を行います。
- ・認定された事業者には、以下のものを配布いたします。
  - 1) 「JAPANRED 備中吹屋ブランド」認定証
  - 2) JAPANRED 備中吹屋ロゴマークデータ
  - 3) 店舗用卓上ミニフラグ

以上